

掛川市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項の規定に基づく地籍調査を行ったので、同法第17条第1項の規定によりその結果に基づいて作成された地図及び簿冊を下記のとおり一般の閲覧に供する。

なお、当該地図及び簿冊に誤り等があると認める者は、下記によりその旨を申し出ることができる。

令和6年9月13日

掛川市長 久保田 崇

記

1 地図及び簿冊の名称

上西郷2工区の地籍図、地籍簿

2 閲覧期間

令和6年9月17日（火）から令和6年10月17日（木）のうち土・日・祝日を除く期間

3 閲覧場所

掛川市役所総務部資産経営課

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所4階

4 閲覧時間

午前9時から午後4時まで

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると申し出る場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者に対し、申出書を請求し、その旨の申出をすることができる。